

環境影響評価条例等の見直しについて

平成 24 年 6 月
宮城県環境生活部
環境対策課

1 見直しの目的

環境影響評価法の一部改正に対応するため、条例等の一部改正について検討する。
法アセスへの自治体の関与に関する事項
法アセスの手續変更に倣って条例アセスの手續を改正するかどうか検討する事項

2 見直しを検討する事項と方向性

(1) 法改正対応

	法改正事項	法改正の趣旨	見直し 目的区分	対応方針(案)
1	政令で定める市から事業者への直接の意見提出の新設	地方分権等の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令市域に収まる場合に、方法書及び準備書への市長意見を、知事を介さずに直接提出できるようにする。 この場合において、知事は、必要に応じて、事業者に対して意見を述べるができる。		直接政令市長が意見を述べる事業であっても、広域的見地から知事が意見を述べる必要がある場合等を考慮し、その場合に、技術審査会の意見を聴くことを追加規定する。【条例】
2	方法書段階における説明会の開催の義務化	方法書は大量かつ専門的であるため、住民等の理解を含め、事業者とのコミュニケーションの充実を図る。		
3	方法書に加えて要約書の送付の義務化	方法書の理解に資する。		住民の理解やコミュニケーションを充実させるために有効であるので、条例手續に追加規定する。【条例】
4	事業者により作成される図書(環境アセスメント図書)の電子縦覧の義務化	電子化の進展を踏まえ、事業者に方法書・要約書、準備書・要約書、評価書・要約書等のインターネット利用等による電子縦覧を義務付ける。		
5	計画段階配慮書の手續の新設	事業の実施段階では事業の枠組みが既に決定されており、柔軟な環境保全措置等が困難という限界を補い、事業の早期段階での環境配慮を可能とする。		条例施行規則では、既に平成19年の改正において、方法書の中に、事業の背景・経緯・必要性・環境保全の配慮に係る検討の内容等を方法書において明らかにすることを規定している。 条例対象事業においては、配慮書手續は設定せず、技術指針の改正により、計画段階配慮事項を方法書に盛り込み、方法書と一体的に審査を行うこととする。【技術指針】 なお、今後、法律での運用状況や事例の蓄積を踏まえ、改めて検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。
		計画段階配慮書の案又は配慮書について、関係する行政機関等の意見を求め、反映を可能とする。		法対象事業の方法書や準備書に対する知事意見形成時と同様に、技術審査会に意見を聴くことを追加規定する。【条例】
6	環境保全措置等の公表等	事業者による事業着手後の環境保全措置の実施状況等を明らかにさせ、評価後の環境配慮の充実を図る。		条例対象事業における事後調査の手續については、既に規定しているため、条例等の改正は要さない。

(注)法の改正事項の施行日：1～4は平成24年4月1日、5～6は平成25年4月1日

(2) 風力発電所の取扱い

	政令改正事項	法改正の趣旨	見直し 目的区分	対応方針(案)
1	風力発電所の設置又は 変更の事業を法アセス対 象事業として追加 < 法対象事業規模 > 第1種: 10,000kW以上 第2種: 7,500kW以上 10,000kW未満	低炭素社会への転換に当たり風力発電の導 入が期待されている一方で、騒音・低周波音に よる健康影響や鳥類への影響等の環境影響の 問題化、事業者による自主的な環境アセスメント では十分な対策がとられていなかった実態を 踏まえ、一定規模以上のものについては法対象 の事業とすることで、円滑な事業の実施に資す る。		条例では、これまでも、「工場事業場 用地造成事業」の規模要件に該当す る場合は条例手続対象となり得る制度 ではあったが、社会情勢の変化や事業 特有の環境影響を考慮し、対象とする べきか検討する。【規則】

(注)政令改正事項の施行日：平成24年10月1日

3 条例等の一部改正に関する今後のスケジュール(案)

平成24年 6月	環境審議会への諮問、説明
平成24年 7月	一部改正についての県民意見募集手続開始（～8月） 市町村、有識者等への意見聴取
平成24年 9月～10月	環境審議会での審議、環境審議会からの答申 （県民意見募集手続や市町村等の意見聴取結果を踏まえて）
平成24年11月	一部を改正する条例案を11月定例議会へ上程
平成24年12月	条例の成立、公布
平成24年12月～	条例施行規則等の整備、周知
平成25年 4月	一部を改正する条例の施行